

## 要支援1・2、要介護1～5と認定された方

介護保険のサービスは、要介護認定を受けた方と、要支援認定を受けた方では利用できるサービスの内容が異なります。

### 在宅で利用するサービス

#### 訪問介護（ホームヘルプサービス）

要介護 1～5

ホームヘルパーが訪問し、身体の介護や、家事の援助を行います。

※ 要支援1・2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の利用となります。

#### 訪問入浴介護

要支援 1・2

要介護 1～5

浴槽を積んだ入浴車で訪問して入浴の介護を行います。

#### 訪問看護

要支援 1・2

要介護 1～5

主治医の指示のもとで、看護師等が訪問し、療養上の看護などを行います。

#### 訪問リハビリテーション

要支援 1・2

要介護 1～5

理学療法士等が訪問し、リハビリテーションを行います。

#### 居宅療養管理指導

要支援 1・2

要介護 1～5

医師、歯科医師、薬剤師等が訪問し、療養上の管理・指導を行います。

#### 通所介護（デイサービス）

要介護 1～5

デイサービスセンターにおいて生活機能の維持または向上を目指し、入浴・食事等の支援や機能訓練を行います。

※ 要支援1・2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の利用となります。

#### 通所リハビリテーション（デイケア）

要支援 1・2

要介護 1～5

介護老人保健施設などで理学療法士等によるリハビリテーションを行います。

#### 短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援 1・2

要介護 1～5

特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、日常生活上の介護や機能訓練を行います。

#### 短期入所療養介護（ショートステイ）

要支援 1・2

要介護 1～5

介護老人保健施設等の施設に短期間入所して、看護、医学的管理のもとにおける介護や機能訓練等を行います。

## 地域密着型サービス

住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることを支援するためのサービスです。原則として、川崎市の被保険者の方が利用できます。

#### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護 1～5

日中・夜間を通じて、定期巡回や必要に応じて随時訪問を行います。介護と看護が連携を図り、ヘルパーによる入浴、排せつの介護や、看護職員による療養上の世話や診療の補助などを行います。

#### 夜間対応型訪問介護

要介護 1～5

夜間の定期巡回や、緊急時など通報システムによる訪問介護サービスを行います。

#### 地域密着型通所介護

要介護 1～5

利用定員 18 人以下のデイサービスセンターにおいて生活機能の維持または向上を目指し、入浴・食事等の支援や機能訓練を行います。

#### 認知症対応型通所介護

要支援 1・2

要介護 1～5

デイサービスセンターにおいて比較的安定した認知症の方に対し、生活機能の維持または向上を目指し、入浴・食事等の支援や機能訓練を行います。

#### 小規模多機能型居宅介護

要支援 1・2

要介護 1～5

通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて、訪問や泊まりを組み合わせたサービスを行います。

#### 看護小規模多機能型居宅介護

要介護 1～5

医療ニーズの高い利用者が訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を行います。

#### 認知症対応型共同生活介護

要支援 2

要介護 1～5

比較的安定した認知症の方が少人数で共同生活を送りながら入浴・食事等の介護や機能訓練等を行います。

（注）要支援1の方は利用できません。

#### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護 3～5

定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設において、日常生活で常に介護が必要な方に入浴・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を行います。

※新規入居は原則として要介護3以上となります。

## 施設サービス

施設サービスは、どのような介護が必要かによって4つのタイプに分かれます。入所する施設を選び、直接申し込んで契約を結びます。施設サービス費の他に、食費、居住費、理美容代、日用品費等がかかります。

### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護 3～5

日常生活で常に介護が必要な方が対象の施設です。入浴、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理が受けられます。



※要介護1・2の方は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない理由がある場合は利用できます。

### 介護老人保健施設

要介護 1～5

急性期の治療が終わり病状が安定し、在宅復帰のためのリハビリに重点をおいた方が対象の施設です。看護、医学的管理のもと介護、機能訓練その他必要な医療が受けられます。

### 介護療養型医療施設（療養病床）

要介護 1～5

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたる療養が必要な方が対象の施設です。療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護、機能訓練その他必要な医療が受けられます。

### 介護医療院

要介護 1～5

長期間にわたる療養が必要な方が対象の施設です。療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護、機能訓練その他必要な医療が受けられます。看取り介護やターミナルケアにも対応します。

## 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム等）

その他、介護保険を利用できる施設です。

要支援1・2の方でも利用できる場合があります。

内容や費用などは施設によって異なりますので、各施設に確認してください。

養護老人ホームについては、措置による入所となりますので、各区高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション高齢者支援担当窓口でご相談ください。

